

社 援 発 0330 第 7 号
令 和 3 年 3 月 30 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局長
(公 印 省 略)

「老朽民間社会福祉施設の整備について」の一部改正について

標記については、平成17年10月5日社援発第1005005号厚生労働省社会・援護局長通知「老朽民間社会福祉施設の整備について」により行うこととされているが、今般、同通知の一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、令和3年4月1日から適用することとしたので、貴管内社会福祉法人等に周知徹底を図るよう配慮願いたい。